お客さま各位

カードローンきゃっする契約規定等改定のお知らせ

島田掛川信用金庫

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和5年1月4日(水)より、信金ギャランティ株式会社保証付き商品 「カードローンきゃっする」の契約規定等を改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客様に対しても適用されま すので、予めご了承ください。

記

- 1. 改定を行う規約規定等
 - (1) カードローン契約規定【新旧対照表別紙】
 - (2) 保証委託約款【新旧対照表別紙】
- 2. 主な改定内容
 - (1) カードローン契約規定
 - ・新規貸越期限を借主の満70歳の誕生日の属する月末までに変更
 - ・新規貸越の停止事項に「借主が死亡したとき」を追加
 - ・期限前の全額返済義務の事由から「借主に相続の開始があったとき」を削除
 - (2) 保証委託約款
 - ・求償権の事前行使の事由から「相続の開始があったとき」を削除
- 3. 改定日

令和5年1月4日(水)より

なお、当金庫で取扱いしている上記以外のカードローンにつきましても、それぞれの適用 される規定において、「相続の開始」によりカードローンの貸越元利金の全額返済義務が生 じるとする条項があったとしても、「相続の開始」のみを理由として貸越元利金の全額返済 を求めることはいたしません。

以上

【本件内容に関するお問い合わせ先】

お取引店またはお近くの店舗までお問い合わせください。